

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 普通貿易統計 21 統計計上貨物 （省略） （普通貿易統計計上除外貨物） 21 - 2 次に掲げる貨物は、前記 21 - 1（普通貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。 ～ （省略） 関税法第 74 条（（輸入を許可された貨物とみなすもの））の規定によるみなし輸入貨物。ただし、<u>郵便事業株式会社</u>から交付された郵便物を除く。 ～ （省略） 22 統計計上時点 （輸出統計計上時点） 22 - 1 輸出統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。 （省略） 郵便物は、<u>郵便事業株式会社</u>にある税関官署の通関手続を終了した日（事前検査に係る郵便物については、当該事前検査を終了した日）。 なお、蔵入れ、移入れ又は総保入れされた郵便物を積戻しする場合は、前記 による。 （省略）	第 2 章 普通貿易統計 21 統計計上貨物 （同左） （普通貿易統計計上除外貨物） 21 - 2 次に掲げる貨物は、前記 21 - 1（普通貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。 ～ （同左） 関税法第 74 条（（輸入を許可された貨物とみなすもの））の規定によるみなし輸入貨物。ただし、<u>日本郵政公社</u>から交付された郵便物を除く。 ～ （同左） 22 統計計上時点 （輸出統計計上時点） 22 - 1 輸出統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。 （同左） 郵便物は、<u>日本郵政公社</u>にある税関官署の通関手続を終了した日（事前検査に係る郵便物については、当該事前検査を終了した日）。 なお、蔵入れ、移入れ又は総保入れされた郵便物を積戻しする場合は、前記 による。 （同左）

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（輸入統計計上時点） 22 - 3 輸入統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。 ～ （省略） 郵便物は、郵便事業株式会社にある税関官署の通関手続を終了した日。 ただし、関税等の納付前に引き取られるものは、前記 により、また、蔵入れ、移入れ又は総保入れされるものは前記 による。	（輸入統計計上時点） 22 - 3 輸入統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。 ～ （同左） 郵便物は、<u>日本郵政公社</u>にある税関官署の通関手続を終了した日。 ただし、関税等の納付前に引き取られるものは、前記 により、また、蔵入れ、移入れ又は総保入れされるものは前記 による。